

会議名称	平成18年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録		
日時	平成18年5月30日(火) 14時～16時30分		
場所	杉並区役所 第4会議室(中棟 6階)		
	委員	江藤会長、遠藤委員、澤海委員、菅沼委員、高橋委員、武田委員、夏目委員、花柳委員、藤井委員、柳澤委員、岩田委員、鈴木委員、田中委員、藤本委員、横山委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員	
	実施機関	野崎総務課長、関谷地域課長、末久地域福祉担当課長、南雲障害者施設課長、田部井介護予防課長、武笠介護保険課長、佐々木保育課長、白垣児童青少年課長、吉田建築課長、北風交通対策課長、吉田障害者福祉係長	
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長、和久井情報システム課長、宇賀神法規担当課長	
傍聴者	1名		
配付資料	事前	・平成17年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成18年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項	
	当日	・会議次第 ・資料1 P17参照(会議録P17補足説明) ・報告6・諮問9 報告・諮問事項説明書(個人情報登録票、電算入力記録票を含む) ・資料3 配食サービス利用者名簿(上井草ふれあいの家)の紛失について ・資料4 住基ネット受信義務確認等請求事件の判決要旨	
次第	1 平成17年度第5回会議録の確定		
	2 諮問・報告事項		
		公益通報に関する業務の登録について(新規)	報告1
		被災証明に関する業務の登録について(追加)	報告2
		災害見舞金・弔慰金に関する業務の登録について(追加)	報告3
		被災者情報管理システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問1
		障害者福祉システムに記録する個人情報項目について(追加)	諮問2
		介護保険事務処理システムに記録する個人情報項目について(追加)	諮問3
		電子申請システム(介護保険給付)に記録する個人情報項目について(追加)	諮問4
		保育システムに記録する個人情報項目について(追加)	諮問5
		省エネルギー措置の届出に関する業務の登録について(追加)	報告4
		省エネルギー措置の届出及び定期報告業務システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問6
	道路等監察に関する業務の登録について(追加)	報告5	

	放置バイク等撤去管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 7
	指定管理者が管理する個人情報の取扱いについて（あけぼの作業所）	諮問 8
	電子メールアドレスの取扱いについて	取り下げ
	児童館ボランティアに関する業務の登録について（追加）	報告 6
	ボランティア登録システムに記録する個人情報項目について（追加）	諮問 9
	3 配食サービス利用者名簿(上井草ふれあいの家)の紛失について	
	4 住基ネット受信義務確認等請求事件の判決要旨	
審 議 結 果	公益通報に関する業務の登録について（新規）	報告 了承
	被災証明に関する業務の登録について（追加）	
	災害見舞金・弔慰金に関する業務の登録について（追加）	
	省エネルギー措置の届出に関する業務の登録について（追加）	
	道路等監察に関する業務の登録について（追加）	
	児童館ボランティアに関する業務の登録について（追加）	
	被災者情報管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	答 申
	障害者福祉システムに記録する個人情報項目について（追加）	
	介護保険事務処理システムに記録する個人情報項目について（追加）	
	電子申請システム（介護保険給付）に記録する個人情報項目について（追加）	
	保育システムに記録する個人情報項目について（追加）	
	省エネルギー措置の届出及び定期報告業務システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	放置バイク等撤去管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	指定管理者が管理する個人情報の取扱いについて（あけぼの作業所）	
ボランティア登録システムに記録する個人情報項目について（追加）		

開 会	
会 長	ただいまから「平成 18 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審議会」を開催いたします。本日は、ご多忙のところをお集まりいただきましてありがとうございます。本日の欠席委員を事務局からお願いいたします。
区長室長	本日の会議について、欠席される旨のご連絡がありましたのは、桐畑委員と河津委員のお 2 人です。
平成 17 年度第 5 回会議録の確定	
会 長	会議録の確定に入ります。修正等はございますか。
委 員	6 頁の中段で、法規担当課長の説明の 4 行目ぐらいに、「ただ撮りっぱなしで全然記録しません」と書いてあります。確かにこういう説明があったので、会議録は正確だと思うのですが、この説明はちょっとおかしいのではないかと思います。「時間を遡って記録することはできないので、常時 30 秒間ぐらいずつずっと記録しては消去している」という意味なのでしょうね、というように確認したいのです。
法規担当課長	おっしゃるとおりです。衝撃があると、前に撮っていたものを記録します。その衝撃がない場合も撮っていて、それはそのまま自動的に消えていくということです。 会議録確定の前に 1 点補足をさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。
会 長	はい、お願いいたします。
法規担当課長	本日席上にお配りしている資料に、「資料 1 P 17 参照」という 2 枚組みのものがありますが、これは前回の審議会の報告第 25 号及び諮問第 50 号での高齢者在宅サービス課の「介護予防事業に関する業務」に関するものです。 前回この業務について、対象となる個人の範囲に、介護予防サービスを必要とする高齢者のものと、もう 1 つサービスを提供する事業従事者の情報の 2 種類が混在していて分かりにくいとのご議論がありました。 ただ、現在の登録票の様式は、個人情報の記録の内容という 1 つの項目に、その業務において収集する個人情報を全て記載することになっており、対象となる個人が複数あった場合でも、各対象者から収集する情報がすべて同一であればこれでもいいけれども、対象者が異なる場合には、誰から何を収集するのかがわかる形での記載が必要ではないかとのご議論が 14 頁からのように続きました。 そして 17 頁の上から 7 つ目の欄の区長室長のところにありますように、次回、どの情報を誰から集めるか、ということをしちんとわかるような形で整理した上で報告させていただくことになりました。また下から 3 つ目の欄にありますように、会長からも、そのようにしちんと分けてくださいということで宿題になっておりました。 前回の審議会事項ではありますけれども、本日改めて介護予防事業に関する業務について扱う個人情報は 34 項目あります。2 枚目に付いておりますように、34 項目のうち、サービスを受ける高齢者についての個人情報は 1 から 28 までの項目。それから、サービスを提供する事業従事者の情報については、右側に○が付いておりますように、氏名、住所、生年月日、電話番号と、29 番からあります情報になるということで整理させていただきました。 今回以降、対象となる個人の範囲が複数ある場合で収集項目が、同一の場合には特段記載はしませんが、複数あって異なる場合については備考欄を活用するなり、個人情報の記録の内容のところに記号を入れるなり、場合によってはこのように頁を付け、誰の個人情報の収集かということがわかるようにさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 併せて、「てにをは」なのですけれども、2 カ所ほど誤植がありましたので修正をさせていただきます。10 頁の上から 2 つ目の欄の区民課長の、「請負

	<p>委託するにあたって」という行の後ろから、2行目にかけてですが、「従事者に来ていただくかについて」は、名簿を提出していただくこととなります」とのところで「て」が抜けていましたので、「て」を挿入していただき、「従事者に来ていただくかについて」にさせていただきたいと思えます。</p> <p>もう1点は、23頁のいちばん上の欄の上から7行目の「先に行くような話を持っていきながら」では文章がつながりませんので、「話を」を「話に」にさせていただき、「話に持っていきながら、こういう登録を活用したらいいのではないかと考えています」のように修正をお願いいたします。</p>
会 長	ほかにございますか。なければ会議録については確定とします。
報告・諮問事項審議	
会 長	報告・諮問事項の審議に入ります。
	(区長室長が諮問文を読み上げ、諮問文を会長に手渡す)
報告第1号、報告第2号、報告第3号、諮問第1号	
会 長	それでは、報告第1号、第2号、第3号、諮問第1号について一括して事務局から報告をお願いいたします。
法規担当課長	報告第1号について説明。
情報システム課長	報告第2号、報告第3号、諮問第1号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
委 員	1頁の、公益通報に関する報告についてです。杉並区でも、前に区の条例か何かができていると思うのです。内部通報の実績がありましたか。
総務課長	いまのところ実績はありません。
委 員	メディアなどでも問題になっていますけれども、内部通報の要件が、内部告発する人にとって非常に厳しくて、これでは内部通報はないのではないかと世論もあります。登録する個人情報は、例えば通報内容と、連絡先ぐらいで十分ではないかと思うので、私は保留にしたいです。
委 員	5頁の、記録の項目の中に、1番で個人番号、世帯番号とあるのですが、個人番号というのはどのように付けているのですか。
情報システム課長	個人番号というのは、住基コードみたいなものではないのですが、区で電算上管理するにあたって、区民の方に付番している番号です。世帯番号というのは、世帯ごとに付番している番号です。電算で管理するためには番号を付番しないと難しいものですから、そういう形で管理しています。
委 員	5頁の電算入力記録票の項目で、見舞金等支給状況、送付先住所とありますが、見舞金を送るのでしょうか。領収書を受け取るとすれば、領収書に判をいただくので、印影を記録することになるのでしょうか、為替なのでしょう。銀行口座に送金するとすれば、銀行口座という個人情報も収集しなければならないのでしょうか。
地域福祉担当課長	見舞金については、訪問して、状況調査をして、手渡しで渡しています。領収の関係は、確認書という形でサインをいただいております。
情報システム課長	送付先住所ですけれども、これは被災証明等を送るときに送付先住所とご理解いただければと思います。
委 員	去年の水害のときは、1万円に満たない金額が見舞金で出たと思うのですが、それだけの金額をいただくのに、こんなにたくさん個人情報をいろいろ登録する必要があるのかと思います。被災証明書1通で、被災を受けたということは証明にはならないのでしょうか。
地域福祉担当課長	昨年の1万円に満たないというのは、義援金の配付についてです。見舞金については、複数世帯については4万円、単身世帯については2万円という形で配付しております。
委 員	被災証明書では証明にならないのですか。
地域福祉担当課長	基本的には被災証明書に基づいてですけれども、いまは住み方として2世帯住宅等があり、その判断基準のところで、その実態に基づいて支給するような

	形になりますので、そういう情報も必要なのです。
会 長	ほかにございますか。
	(特に発言なし)
会 長	ないようですので、諮問第1号は決定。報告第1号から第3号については報告を受けたということにいたします。
	諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号、諮問第5号
会 長	次に、諮問第2号、第3号、第4号、第5号を一括して事務局から説明をお願いいたします。
情報システム課長	諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号、諮問第5号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
委 員	6頁の内容のところですか。これには、「区内外の施設へ入所した認定者のうち、東京都規則で定める施設へ入所した場合は」と書いてありますけれども、これは入所している場合も含めてですね。住民票の異動の関係ですね。
障害者福祉係長	そのとおりです。
委 員	もう少しわかりやすく書いてあげたらと思います。私は障害者のそういうのをやっているからわかりますけれども、これを読んで、どういう意味なのかわかっている人がどのくらいいるのかというのがちょっと不安になりました。全員が、これをおわかりでしょうか。住民票の異動の問題とか言わないと、これはそのまま読めばそのまま通ってしまうと思います。「入所した場合は」と書いてあるけれども、実際は、いままで入所している人が、自立支援法によって住民票を異動しなければいけないとか、そういう問題を含めてあるということですね。
障害者福祉係長	そういう問題を含めてあるということです。
委 員	その辺をちょっとでも説明していただくと、なぜこの問題が出てきているのかというのがわかりやすいのではないかと思います。
障害者福祉係長	これまで、住所要件で杉並区に住所のある者という規定の仕方をしてきたわけですが、それですと、これまで知的障害者施設等については、医療費が知的障害者の措置の中ですべて賄われていたのですが、それが自立支援法になった関係でそれがなくなるということです。その施設入所者についても、医療費を国保なりに入らなければいけなくなった。その分の助成の必要が生じたということです。
委 員	皆さんが承知ならばいいです。
会 長	これは、こういう文章では内容が違ってしまうのでしょうか。「これに伴い、医療助成認定者について」というのは取ってしましまして、「区内外の施設へ入所している医療助成認定者のうち、東京都規則で定める施設へ、その者が入所した場合には、引き続き医療費助成の受給対象」と今度の改正でなったわけですね。
障害者福祉係長	はい。
会 長	だから、これは「なった」でいいのだろうと思うのだけれども、そのように直すとイメージが違ってしまいますか。これを読んでもよくわからないのです。
情報システム課長	会長がおっしゃったとおりに読み換えていただいたほうがわかりやすいと思います。
会 長	担当者のほうはよろしいですか。
障害者福祉係長	結構です。
会 長	質問者のほうもよろしいですか。
委 員	こういうのは、曖昧なうちに「うん」とやってしまうとまずいかなと思ったので、ちょっと説明していただきました。とにかく、自立支援法に関連して、入所している人が住民票を施設へ動かさなければいけなくなった。そうすると、区民ではなくなるわけですが、それで、区のほうで助成ができなくなるのだ

	けれども、それを東京都の指定施設の場合は、区のほうあるいは東京都のほうで引き続き助成を行う、ということが皆さんにわかっていたらいいのではないかと思います、あえて質問させていただきました。
委員	10 頁です。杉並区内の事業者の総数はいくつあるのでしょうか。大体の数でいいです。そのうちで、電子申請を実施している比率はどのくらいあるのでしょうか。
介護保険課長	事業者については、それぞれのサービスごとに事業者数は違います。居宅介護支援事業者、いわゆるケアマネージャーがいる事業者については、区内で180 事業者ほどあります。つぎに現在電子申請をやっているのは、居宅サービス計画作成の依頼・変更届を受け付けております。こちらについては、年間200~300 ということです。総数としては、年間 2,400 程度ですので、約1 割程度が電子申請している状況です。
委員	同じいまの項目のところで、それから13 頁の入力記録票のところ。共に項目が省略されていますけれども、100 もあるわけではないので、これはいちいち印刷して下さったほうが助かるので、これからはよろしく願いたいのです。
情報システム課長	この諮問第4号、第5号については63項目と15項目ということなのですが、その前の頁の介護保険になると1,000 を超える記録項目がありますので、どこで線を引くのがちょっと難しいので、とりあえず新規で追加する項目を皆さんにご審議いただくという形でいまは資料を調整しているところです。
委員	そのようにお願いした根拠は、12 頁の保育園の保育料の延滞納付の問題です。保育園の保育料の納付はどういう方法で行われているのかと思ったときに、口座振替なのか何なのかということで、ここに項目があればわかるのです。
法規担当課長	いまのご質問というのは、延滞金の納付方法ということですか。
委員	保育料についての延滞金が発生して、今回これが審議に乗ってきたわけですね。その保育料は、銀行口座振替でやっているのか、金融機関への振込票でやっているのかを聞きたかったのです。
保育課長	金融機関の口座振替と、それから金融機関へのその場での振込み、指定代理からの振込みと両方あります。
会長	質問します。「保育料の徴収業務において、公平性を確保し、滞納者の発生を抑制するため、延滞金の請求を行うこととする」というと、いままではしていないのですか。「延滞金の請求を行うこととする」とこと改めて言われると、いままでは延滞金があっても請求していなかったのかと思うのですが、そんなことはないのですか。
保育課長	いままでは、具体的な請求はしておりません。
会長	していないのですか。
保育課長	条例上は、延滞金を請求するということになっておりますけれども、現在のところ行っておりません。
会長	やっていないわけですか。
保育課長	はい。
会長	そうすると、いまの社保庁の未納の問題と同じことですか。
保育課長	そういうことではなくて、保育料については、現年度徴収の部分の徴収率は、98.9%程度あります。これは保育料の滞納をさせないということにいままでは力を入れてきた結果です。しかし98.9%程度までいって、あと残る1.数%がなかなか難しいということで、保育料については既に保育園を使用した部分で払っていただきますので、それを滞納するというのは非常に不公平さが生じますので、100%に持っていくために、これからはきちんと延滞料を課していくという姿勢で話し合いながら、滞納を生じさせないように持っていきたいと考えております。
会長	いままでも、延滞の場合の手続は進めていたわけでしょう。

保育課長	督促と、催告を何回もして、電話連絡等も行い、滞納しないようにということでの手続はやっております。
会 長	督促と催告とどう違うのですか。
保育課長	督促は、延滞金に関する条例等の法的な手続の過程になります。催告は任意のものです。
会 長	任意なのですか。
保育課長	はい。延滞金条例では、納期限後 30 日以内に督促することで、その後に延滞金が生ずることになっています。その過程の中で私どもは督促した後に、公的手続きでは無いのですけれども、何度も催告をして、滞納を生じさせないように、いままで努力してきました。
会 長	それは、督促手続の一環として行っているわけですね。だから、二重に督促と催告とを区別するというのは、ちょっと話が飛んでしまうのだけれども、支払いを催促しているという意味で言えば同じなのです。そうでしょう。
保育課長	はい、支払いを促しているという意味では同じです。
会 長	同じなのですね。
保育課長	はい。延滞金を発生させる手続としては督促という手続が必要になります。
会 長	変な話で、余計な雑談なのですがけれども、日本の法律というのは妙なあれで、民法上は催告なのです。支払い催告でしょう。ところが、行政法になると、同じ言語を今度は督促というふうに訳しているのです。いかにも、督促のほうが催告より強いです。それは全く議論する必要はないのだけれども、そういう妙な概念的な区別を作っているから余計混乱してしまうのではないかと思うのです。 だから、支払いを求めるといふ督促状を発送すれば、あとは電話で催促しようといふことをその督促の中なので、受けたほうとすると催告書が来たり督促状が来たり、それで催告書のほうは任意なのだといふと無視してしまうようなことに余計になってしまうのではないかと余計なことを考えたりもするのです。
委 員	非常に悪質な場合があるのです。
会 長	そうだろうと思います。
委 員	だから、条例上は督促だけでいいけれども、それではどうしても埒が明かない。非常に悪質なものについては、さらに催促的な催告というような表現で、区として別途条例以外でも別個に重ねてやらないと駄目だよという意味なのです。これは保育料だけではなくて、延滞金というのはいっぱいありますから、同じような考え方ではないですか。 それが、区としてどちらを優先するかということになるのではないかと思うのです。あくまで条例上でいけば督促だけでいいわけです。どうしても悪質なものについてさらにやりたいというのなら、催告という言葉がいいのか、もっと厳しい名前の方がいいのか、わかりやすい方がいいのか、ここにいる人だって、督促がいいのか催促がいいのかと言われても、どちらがどうだかわからないと思うのです。もう少し区の方の考え方を説明してほしいのです。 悪質と言ったら表現は悪いですがけれども、そういう人がどのぐらいいるかということ。給食費だってそうでしょう、最近は何年も払わないような人がいるし、1カ月ぐらい延滞している人もいますから、考え方をもう一度説明してもらいたいです。
保育課長	規模のところに書いてありますけれども、督促の対象者は、年間約 4,200 件です。そのうち、さらに催告をかけているのが 700 件ほどあります。これらについて、実際に今度は延滞金が生じるまでには日数がある程度ありますので、実際に延滞金が生じる前に納めていただけるように私どもは催告していきたいと考えております。

委 員	延滞金で13頁も同じなのですから、64で延滞金、この利息みたいなもの、損害金を付けるということなのですか。
保育課長	条例上、納期限の翌日から1カ月は4.1%、1カ月を超えた部分は14.6%という率で決まっております。
委 員	元が払えないのに、延滞金を付けたってしょうがないですね。
保育課長	延滞金は1,000円未満の場合は切り捨てることになっています。ですから延滞金が発生するまでには日数がかかりますので、それまでに催告をして滞納を生じさせないように納入を促しているということです。
委 員	そうすると、督促状が行かなければ延滞金は付きませんよ、ということなのでしょうか。
保育課長	いえ、延滞金の計算は納期限の翌日から開始されます。延滞の額によりますが、実際に発生するとすると、1,000円未満は切り捨てという規定がありますので、日割りにした場合に延滞金が発生する日までには、日数があります。例えば、平均的な2万3,000円ぐらいの滞納ですと、実際に延滞金が発生するまでに4カ月ぐらいの日数があります。その間に、私どもは「これ以上になると延滞金が発生しますよ」ということを促しているところです。
委 員	これは、催告や延滞金を払うための情報なのですから、欠損扱者になった場合、この情報はどのような取扱いになるのでしょうか。
保育課長	延滞金については計算上はやって、収納があったときに記録する形になります。本体が不納欠損になった場合、延滞金についてもそのままにならないということになります。
会 長	ほかにございますか。
会 長	ないようですので、諮問第2号、第3号、第4号、第5号は決定ということにいたします。
報告第4号、諮問第6号、報告第5号、諮問第7号	
会 長	次に、報告第4号、諮問第6号、報告第5号、諮問第7号について一括して事務局から説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告第4号、諮問第6号について説明。
情報システム課長	報告第5号、諮問第7号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますか。
委 員	15頁の④に「建物の状況」、16頁の4番に「建物の状況」と書いてあるのですが、この建物の状況とはどういうことを言っているのか教えてください。
建築課長	建物の状況ですが、例えば鉄筋コンクリート造とか鉄骨造等の建物の構造、階数や高さ、敷地面積、建築面積、延べ面積、建物の名称等のことです。
委 員	わかりました。
委 員	17頁のバイク・車の撤去についてです。通報してくださる人、陳情者の住所、氏名、電話番号を収集することになってはいますが、これは住所か電話番号のどちらかだけでいいのではないかと思います。両方を収集する理由は何ですか。
交通対策課長	現在のところ、放置自転車とともにバイク問題がかなり深刻になっていて、問合せがかなり多いのが実情です。陳情者がどの辺に住んでおられるかということも、我々は現場へまいりますので、当然その方と直接お話をさせていただくこともありますので、住所も登録させていただきたいということです。
委 員	これは意見になってしまうのですが、こういう通報を陳情してくれる人というのは、区政に対する協力者です。協力的な気持で連絡をしてくださるので、こんなにいろいろ収集しなくてもいいのではないかと思います。どの辺に放置してあるとか、一緒に行っていただきたい場合には電話連絡なりをして、行っていただくようお願いすればいいことですので、連絡先、電話番号、名前だけでいいと思います。これは、ちょっと情報を収集しすぎではないかというのが私の意見です。

委 員	事後の連絡や、自分の所在をはっきりするという意味では、住所、氏名、電話番号というのは、事後の連絡などで必要だと思うのです。私も、何件か自転車の通報、バイクの通報、車の通報などをしたりして、撤去まで立ち会っておりますけれども、やはりこの項目は必要になると思います。
委 員	参考のために聞かせてもらいたいのですけれども、確かに必要なのですが、これを聞いたところで名前も言わない人もいます。名前を言わないから、その通報を無視するという事はないのでしょうか。
交通対策課長	それはありません。
委 員	ただ、世の中には 110 番をかけても名前などを聞いても言わない人がいます。連絡先を教えてくださいと連絡を取るにはこういう項目は必要だと思います。
会 長	これは、「通報（陳情者）」となっていて、電算入力記録票のほうでは「陳情者」になっているのですけれども、陳情なのか、通報なのか。こういう「お願いします」というのは陳情になるのですか。
交通対策課長	一般的に私たち区役所の仕事をやっている中では、陳情という言葉が一般的ではないかと思えます。
会 長	そうなっているのですか。
交通対策課長	はい。警察等に連絡する場合は通報という言葉が一般的かと思えますけれども、区役所の仕事の場合には、私どもは陳情という言葉を使っております。
委 員	実態から言うと、大体お願いするほうが大きいのです。迷惑ですからね。家の前に放ってあったり、公園に放ってあったりすると、こちらからお願いするというウエイトのほうが高いと思います。
会 長	そうすると、一般的には陳情者ということになるわけですね。
交通対策課長	はい。
委 員	16 頁に、「省エネルギーの措置」とあるのですが、どういうことをすれば、省エネルギーを完備していますと言えるのか、あるいは措置をしていますと言えるのか。
建築課長	具体的にはなかなか難しいのですが 2 つあります。外壁と窓等を通しての熱の損失の防止のための措置ということで、外壁とか窓から熱損失があるかないか。例えば断熱材を使うとかということ。具体的には、熱負荷係数という基準があるようですが、1 m ² あたりどのぐらいの熱量が出るか出ないか最終的にそれでチェックをするというのが 1 つです。 それから空気調和、いわゆるエアコン等に関するエネルギーの効率的利用のための措置というものがあり、その中に空気調和、例えばエアコンの中で省エネルギーのものを使っているかどうか。それもエネルギーの係数を見たり、空気調和以外に換気扇とかあります。照明、給湯設備、昇降機（エレベーター）などで、ある程度エネルギーの措置をする。それをどのぐらいの消費なのか消費係数で表わすことになると思います。それで、ある程度省エネルギー措置をとっているのかをチェックするという事です。
委 員	量的には、まだ決まっていないですね。
建築課長	量はある程度決まっています。それは国のほうが出している仕様がありますから、それを見ながら、こちらの受けるほうでチェックするという事です。
委 員	15 頁の中段で、記録形態の項目の電算の○の下に短い横棒がありますが、これは何のマークでしたか。
法規担当課長	先ほど言いましたように下線部分が今回、追加になったところです。個人情報の業務そのものについては平成 15 年からやっているのですが、今までは電算処理はしていなかったのを、今般、電算処理を新たにしたいということで、個人情報登録票に新たに追加した部分ですと、線を引いてあります。
会 長	ほかにございますか。
会 長	ないようですので諮問第 6 号、7 号は決定、報告第 4 号、5 号は報告を受け

	たということにします。
諮問第8号、報告第6号、諮問第9号	
会 長	次に諮問第8号と9号に移りたいと思います。一括してお願いします。
法規担当課長	諮問第8号、報告第6号、諮問第9号について説明。 (諮問第9号については電子メールアドレスの取扱いについては同じですけれども、22頁で一括諮問するということ、本日席上にお配りしている報告第6号「児童館ボランティアに関する業務の登録について(追加)」及び諮問第9号「ボランティア登録システムに記録する個人情報項目について(追加)」に変更させていただきます。)
会 長	具体的に言えば、当審議会で審議するのは、最初に配られている諮問第9号の電子メールアドレスの取扱いについてではなく、今日、席上に配られている杉並区情報公開・個人情報保護審議会資料の報告第6号と諮問第9号について審議するということです。ただいまの説明についてご意見、ご質問がございますか。
委 員	いままでボランティアの中で、こうしたメールによる被害を受けた事案というのはあるのですか。要するに就任されて被害を被ったとか、そういう例はないのですか。
法規担当課長	個人情報担当で聞いているところでは、いまのところありません。
委 員	21頁の参考資料のところ、45項目のうち3番目に本籍地というのがありますが、これはどうして必要なのでしょうか。
障害者施設課長	施設をご利用いただくにあたって、本籍地を教えてください。
委 員	どうして必要なのですか。住民票では足りないのですか。
障害者施設課長	少し調べさせていただきます。
委 員	いまの諮問第9号ですが、個別になったのは非常にいいことだと思います。メールアドレスと書いてありますが、携帯もメールアドレスと言いますよね。パソコンのほうのメールアドレスなのか、それとも両方全部含めてなのか、その辺を確認したいと思います。
法規担当課長	携帯の電子メールアドレスもパソコンの電子メールアドレスも同じです。電話番号も、従来の家に設置した電話も携帯電話も電話番号ということで同一の扱いにしています。
委 員	ということは、逆に携帯のメールアドレスに送るということは、そこからの返事が来るとすることも想定していますか。
児童青少年課長	返事が来るとすることも想定しています。
委 員	ということは、その携帯と、要するに区役所のどこかの部署がキャッチボールをやるということ、これからいろいろな所でやっていくということなのでしょう。今はここの場合ですけども、これが全体化していくとなると、いろいろな場所で、いま若い人たちがカチャカチャと打っている携帯と区役所が、そういう、片方は携帯で片方はコンピュータの中かもしれませんが、そういうような形のものも含むということになるのでしょうか。その辺をお聞きしたいのです。
法規担当課長	例えば気象情報のようにこちらから配信しつ放しのものもあれば、いまのボランティア業務のようにやり取りをするような場合もありますので、それは業務の形態によって相互交通になったり、情報提供だけになったりということがあろうかと思っています。
委 員	そうすると、そのやり取りは記録されるわけですよね。どういう形で記録するのでしょうか。
法規担当課長	通常、その要件が済むまでは当然記録するというか、残るような形になるかと思っています。
委 員	同じ20頁ですが、個人情報の管理等の条件の項目の中の最後の※に、再委託の禁止から利用者送迎等は除くとありますが、これは利用者送迎事業者、ガ

	<p>イドヘルプ事業者と言うのでしょうか、この人たちには個人情報を提供することがあり得るといことなののでしょうか。あるとすれば、どの情報とどの情報を提供するのでしょうか。</p>
障害者施設課長	<p>利用者送迎と給食の各作業に必要な情報についてです。例えば利用者送迎の場合は、送迎のポイント、氏名といった情報を受託事業者に伝えるというのが1つです。もう1つ、給食調理についてはアレルギー食、またカロリー調整を行っている方の情報について、これも受託事業者に伝えるということです。</p> <p>あと先ほどご質問があった本籍地の収集ですが、こちらについては現在のこの施設に、まだと言ったら失礼ですが、措置時代に入られた利用者がいらっしゃいます。その方につきましては当時、住所と本籍地の両方を収集していたということがあります。大変失礼しました。</p>
委員	<p>措置時代というのは、ちょっとわからないのですが、その説明をもう1回お願いします。それから、いまではもう本籍は収集していないと考えていいということでしょうか。</p>
障害者施設課長	<p>おっしゃるとおりです。現在は本籍地のほうは収集していませんが、平成15年に支援費制度が始まる前、つまり平成14年以前がいわゆる措置の時代、つまり福祉事務所等が、あなたはこういう施設に行きなさいというように行政が指定して、その施設をご利用いただくという時代でした。その時代については氏名、住所とともに本籍地もご記入いただいていたということで、保管しています。</p>
委員	<p>この施設でのサービスというのは、外国人の方も受けられるということでしょうか。</p>
障害者施設課長	<p>杉並区の場合、杉並区にご住所があれば利用いただけます。現在も外国の方にもご利用いただいています。</p>
委員	<p>同じ案件についてですが、管理等の条件の①に個人情報の適切な管理という項目があります。これを具体的にどのように担保されているのか、私にもわかるように説明してください。</p>
法規担当課長	<p>具体的なことは、この後、条例改正がなされ、指定管理者の指定議決があって、区とその指定管理者の間でこの10項目について細目協定、細則を決めていくのですが、従来からガイドラインと言いますか、個人情報の適切な管理のところでは指定管理者、受託者は、個人情報の漏洩、紛失、破壊又は改ざん防止、その他個人情報の適切な管理について必要な措置を講じなさいということで、その必要の中に例えば条例の遵守事項があったり、5,000人以上の個人情報を取得する場合には個人情報保護法の適用もありますので、本人から収集の同意を含めて法令どおりきちんとやるとか、それが漏洩しないように個人情報のセキュリティポリシーも含め、セキュリティ関連にきちんと対応していくということ、協定細目の中に定めていくということです。いま現在は、この「あけぼの作業所」の指定管理者も決まっていませんし、条例改正そのものがまだ終わっていませんので、具体的にはその後、指定管理者ときちんと締結していくということになっています。</p>
委員	<p>外国の方が利用されるとなると、弁護士の間では国籍というのを必ず記載するところがあるのですが、これは何か記載の中で国籍を収集するのですか。</p>
障害者施設課長	<p>先ほど言いましたように、平成14年以前は本籍地また国籍等を頂戴していたところですが、いま現在のご利用ではご住所を書いていただくということで、外国の方も数名、区立施設をご利用なさっています。</p>
委員	<p>私はこの民間指定管理者制度については、詳細協定書を拝見してから了承ということにしたいので、現時点では保留にしたいです。</p>
委員	<p>指定管理者の個人情報保護について質問がありましたけれども、確認しておきたいのですが、杉並区の個人情報保護条例はどのように関わるのか。個人情報保護法はどのようになるのか。行政機関個人情報保護法がありますが、これ</p>

	は直接的、間接的にどんな影響を受けるのか、そこら辺は頭の中で整理が付いていないので教えていただきたい。
法規担当課長	<p>区の個人情報保護条例との関係ですが、従来、外部委託するときにはこの審議会への諮問が条例事項になっていました。これが地方自治法が改正されて指定管理者制度が導入された時点で区条例を改正し、外部委託の条項のところに指定管理者も含めました。ですから、外部委託だと委託なのですが、指定管理者の場合は正確に言うと委託ということではなく行政処分になりますから、委託とは少し違いますけれども、中身としては情報が外部に行くということです。条例改正して、外部委託と指定管理者というふうに条文の中に入っています。条例上の実施機関には入りませんが、区の条例の罰則の適用はあるということです。</p> <p>個人情報保護法との関係は以前も議論になりましたけれども、この指定管理者が5,000人以上の情報を扱う事業者であれば、当然、個人情報保護法の適用を受けます。指定管理者によってはもう少し小さい、例えば前回出ました運営協議会などですと、個人情報保護法の適用を受けませんけれども、5,000人以上の情報を抱えるような事業者、民間の企業などが入ってくると当然、条例の罰則の適用も受けまして個人情報保護法の適用も受けます。</p> <p>行政機関の法律のほうは、国と国の機関等が対象です。一般的には指定管理者になるような所の法人、団体などですが、個人以外はどの団体でもできますので、例えば国の機関が、この指定管理者になるということになれば、行政機関の法の適用も受けませんが、民間の事業者等ですと、基本的には行政機関の個人情報保護法の適用は受けないという整理になっています。</p>
委員	そうすると、第一義的には杉並区の個人情報保護条例によって運用し、条例と法律はご存じのとおり同じようなことを決めて、どちらかということ区の条例のほうが比較的細かいので、もし違反した場合に両方にかかるときには、条例のほうが先に課題として取り上げられて適用されるのですか。罰則があるかどうかわかりませんが。
法規担当課長	これはケース・バイ・ケースです。指定管理者は、条例上の実施機関ではありませんが、条例上の罰則の適用はありますし、個人情報保護法の罰則を受ける場合もありますので、一律にどちらが早いということは言えないのですが、両方罰則がかかることもあります。
委員	両方同じようなところがあるのですが、その場合には条例を適用するのですか、法律を優先するのですか。
法規担当課長	それも区としては、この条例の罰則の適用の場合は区が告発、告訴しますので、条例に基づいて行います。法が適用される場合もあるわけですから、併合する場合もあるということです。
障害者施設課長	補足させていただきますが、この指定管理はあくまでも区立施設としてのものですし、施設自体は公の施設ですので、今回、指定管理を締結するにあたっては協定書というものを結びます。その中に、個人情報の取扱いについては杉並区の個人情報保護条例関係を遵守すること、規定に準じて行わなければならないという規定を当然設けるつもりです。
委員	報告第6号・諮問第9号のほうですが、住民記録等の情報の枠の中に生年月日とあります。ボランティアの方の生年はわかりますが、月日がどうしても必要な理由を教えてください。
児童青少年課長	生年月日までどうしても必要かと言われるすと、なくても問題ないケースもあろうかと思えます。ただ、一般的に誕生日を聞くときに生まれた年だけでなく月日も聞いているという流れの中で、生年月日という形で一応情報をいただいています。
委員	意見ですが、前の審議会でも、この月日のところでお話したような記憶があるのですが、どうしても必要でない情報は収集しないほうがいいと思うので

	す。
委 員	やはり月日を入れて満 20 歳になっているのかとか、あるいは年齢によって考慮しなければいけないようなところもあるだろうと思います。未成年なのか成年なのか、生まれた年だけ書かれても困ってしまうのではないですか。そういうきちとした要件によって、必要ならば、やはり月日までを入れなければいけないのではないかと思います。
児童青少年課長	ただいまご指摘いただきましたが、児童館のボランティアの登録利用要領では、年齢満 18 歳以上の者と定めていますので、当然、その確認については月日までないと、満 18 歳になったかどうかの確認ができないということはありません。
委 員	もう 1 つ、いまの話で 21 頁で、先ほど外国人もこれに該当すると言われたのだと思いますが、そうであるならば、これは日本人にはよくわかるのですが、外国人が該当する場合は、外人登録に記載されているような国籍など、ある程度そういうものも入れておかなければ困るのではないですか。
障害者施設課長	現在、支援費ということで、今までの措置から施設と利用者との契約になりました。利用者又はその保護者が選択してご利用いただくという時代ですので、外国の方の外国人登録証の内容の収集までは行っていません。というのは、まず杉並区民であるということで、利用資格を持ちます。障害程度区分、いわゆる手帳の取得についての手続も国籍なしでできます、そういう意味で日本国籍を持った区民と何ら変わらないということで、お受けしている状況です。
委 員	それならそれでいいのです。私が言うのは後で困りませんかということなのです。
障害者施設課長	どこの国の方かは、ご利用いただくに当たって面接をして、それは施設としては把握できているところですが、登録証の写しまでは収集していません。
委 員	私が言うのは登録証の写しをとというのではなくて、あの中に書いてあることで必要と思われるような項目だけは、できるようにしておいたらどうですかというだけです。必要がないというならいいのです。
委 員	いまの答弁で疑問があるのは、国を把握しているということは、おそらく記録されているであろうと思います。まさか記憶だけでは、人事異動で職員が代わるときに言葉で国籍を引き継ぐということは実務上あり得ないので、何らかのメモがあるとすればここに登録しておくのが正しいと思いますが、そこら辺はどうですか。
障害者施設課長	二度にわたって申し訳ありませんが、いま確認させていただきます。
区長室長	いまのところの本籍地の件は、既に旧法でやっているのでしたら、今後のところではどうするのか。例えばこの利用者はアメリカ人だということがどこかに記録されているようでしたら、項目として必要でしょうし、その辺は実情を改めて調査して、基本的にはこの内容だと存じますが、もしも違うようでしたら次回に改めて追加なり変更するなりしたいと考えています。
会 長	そうすると、次回まで国籍の件は保留したままでということですか。
区長室長	この件はこれで審議いただいて、もし国籍が必要なことがあるようでしたら、次回に追加なり変更なりの説明をするということをお願いします。
会 長	実態がやや違うということがあれば、次回に改めて提案するということですね。
区長室長	はい。
会 長	わかりました。ほかにございますか。
会 長	なければ、諮問第 8 号については保留 1 がありますが、諮問第 8 号、第 9 号は決定とし、報告第 6 号については報告を受けたということにします。ただいまご審議いただきました諮問事項について事務局のほうから答申案文をお配りしますので、内容のご確認をお願いします。
(答申文案配付)	

会 長	この内容でよろしいですか。 (承認)
会 長	それでは事務局から区長宛に答申書を送付してください。 (会長より区長室長に諮問文を手渡す)
会 長	本日の議題は以上なのですが、事務局から何かございますか。
法規担当課長	報告案件が2件ありますので、2件続けて報告した上で、最後に次回審議の日程ということをお願いしたいと思います。
区長室長	「配食サービス利用者名簿（上井草ふれあいの家）の紛失」について説明。
会 長	何かご質問、ご意見はございますか。
委 員	4月に、私はたまたま利用者の問題で相談があって実はここに行っていたのです。利用者との契約だとか、そのときに個人情報の保護についてどうなっているのだということを実は聞いて、保管について注意をしたのです。私も事業内容について十分把握していなかったもので、そのときにもう少し踏み込んでいれば、こういう名簿の事故は防げたのではないかということ、私、別に何らの責任もないわけですが、たまたま申し上げたいだけなのです。
委 員	利用者名簿を入れたバッグを紛失というふうに書いてありますが、これは前回、区の方が説明した個人情報を入れるための肩から掛ける、それ用に持ち出すときに入れるバッグというものだったのですか。
法規担当課長	前回説明したバックについては我々区職員が個人情報を持ち出す場合の話で、今回は委託先で起きたことですのでそれとは違います。
区長室長	区の職員が個人情報を持って外に出るときには携行バッグに入れることは、事業担当の課長が、前に説明したとおりですが、いま、そういったことも含めて委託業者に指導をしているところです。ちょうどそういった中で、起きた問題ということで非常に残念な事態だと考えています。
委 員	201名とあるのですが、201名分の配達中ということですか。それはどうなのですか。
介護予防課長	これは、実際にこの日配達したのは15名分ということなので、その辺も今回は大きな問題であったと考えています。
委 員	だから配達するときには、行き先だけわかればいいわけでしょう。何で201名分を持って歩くのか。そこら辺を今後徹底しないと、また二度も三度も起きてしまうのではないですか。
介護予防課長	その辺を強く、なるべくだったら持ち出さないでくださいということをお願いをしています。この業者につきましてもこの事件の後、対策ということで、できるだけ持ち出さないで済む方法ということを検討していると聞いています。
区長室長	この201名は、配食者の名前があって、月曜日から日曜日までであるとしたら、月曜日だけの人や、月火水の人がいて、それぞれにマルを付ける一覧表を持っていたみたいなのです。ですから、宅配が15食だったら15食分の伝票みたいなものを持っていけば、ここまではなかったのでしょうかけれど、そういったことも含めた指導を強化したいと考えています。
委 員	この資料のいちばん下の○ですが、「委託業務に対して情報セキュリティマネジメントによる情報管理を行い」とあり、ちょっと意味がわかりにくいのです。厳格に情報セキュリティマネジメントという中身を解釈すると、どうもこの文章が何を言っているのかなという感じがするのです。もう少し具体的に教えていただけますか。
情報システム課長	いま、杉並区では、各課で情報セキュリティマネジメントを計画的に4年間で構築していこうと進めています。介護予防課では前の高齢者在宅サービス課の時から、まだマネジメントの構築に着手していなかったものですから、今年度から情報セキュリティマネジメントを構築するということです。そのスケジュールが今年の夏当たりから始まるのですが、介護予防課においては少し前倒

	しで、特にここに書いてある委託業務に関しては、情報資産の洗い出しといった面を含めて前倒しで進めていきたいという趣旨です。
委 員	おそらく、課ごとにセキュリティマネジメントをやろうとすると、その大前提となる課のセキュリティポリシーが作られるだろうと思います。この場合には委託業者にもセキュリティポリシーを作らせて、それを基にして、ご存じのプラン、ドゥ、チェック、アクションを回していこうということなのですか。
情報システム課長	委託業者がセキュリティポリシーを決めて、そういう構築を進めていただければいちばん結構なことなのですが、そこまで事務化するのもなかなか難しいだろうと思います。介護予防課としてこういう情報を外へ出すわけですから、それに対してどういう形で関与して、例えば先ほど言ったように個人情報を持ち出すのは最低限にするとか携行するだとか、そういった計画を事業者を立ててもらい、それをチェックしていくような形で考えています。業者がすべてマネジメントまで構築するところまでは、いまは想定していません。
委 員	そうすると、情報セキュリティの指導を強化するということですか。
情報システム課長	そうです。自分の所で作るということです。
委 員	場合によったら、システム監査に準ずるようなものを区でおやりになると、こういうふうに理解すればいいですか。
情報システム課長	そうですね。まず介護予防課としてマネジメントを構築していく。ただ、受託事業者個々にマネジメントを構築していかせるというのはなかなか大変なことなので、そういう情報管理については、しっかりとしたチェック体制を介護予防課としても作っていこうということです。
会 長	ほかにございますか。なければ報告は受けたことにします。次に住基ネット訴訟についてです。
法規担当課長	「住基ネット訴訟について」経過説明。
会 長	何かご質問はございますか。それでは次回の審議会の日程について相談したいと思います。
法規担当課長	今回は7月21日の金曜日、午後2時からお願いしたいと思いますが、いかがですか。
会 長	今回は7月21日の午後2時ということです。
法規担当課長	言い忘れたのですが、前回の審議会のときに、この審議会の皆様の委員報酬は口座振替にさせていただきたいということにしましたので、今回の会議とこれからの4回の予定も含めてペーパーを用意しています。今回から委員報酬は現金のお支払いではなく、すべて口座振替になっていますので、よろしくお願ひします。
委 員	一つ確認です。コンピュータウイルスのことがちょっと不安になっていたのので、大分前に区のほうに電話でお聞きしていたのですが、何か調査とかなさいましたか。
情報システム課長	ウイーを介したアンティニーというウイルスによる情報漏洩等が今年の初めから2月、3月あたり、大分報道で頻繁に出るようになりました。3月にウイーを介したソフトがありますということを全課長に流し、情報は原則として電子情報としては持ち出さないでくれということを徹底しました。それでも収まらないので、4月には情報システム課長名で全課長に同じような通知を出しました。あと学校の先生にも注意を喚起しなければいけないだろうということで、4月13日、校長会において同様に、家のパソコンがアンティニーに感染しているかもしれないので、個人情報が入っている電子情報は持ち出さないようにということを、周知徹底を図りました。現段階で、そういったものから情報が流出したという報告は受けていません。
委 員	学校の先生は私物のパソコンを学校に持ち込んで、仕事をしているはずで

	よね。
情報システム課長	実態は私どもは把握していませんが、少なくともウイニーをインストールしているようなパソコンで、個人情報等を扱わないでくれということ。あと家族と共用しているパソコン等で仕事をしないでくれということは、徹底させていただきます。
委員	通達はしたけれども、結果、情報が漏れているかどうかは把握していませんということですね。
情報システム課長	いままで報告も出ていないですし、多い時期は1週間に3つ、4つ新聞報道もされていましたが、杉並としては持ち帰っていないということで認識しています。
委員	警察や防衛施設庁の場合は、職員1人に1台パソコンが給付されていなかったということで、慌てて何か配付したらいいですけども、杉並区も今後、例えば出先機関、学校とかの先生に1人1台、公費でパソコンを給付するというようなことは考えていらっしゃるのですか。
情報システム課長	教育委員会の中で、いま検討しているところだと思いますけれども、段階的に学校の教務パソコンも1人1台にしていくという話は伺っています。いまずぐ全部を配備するというのはなかなか難しいのですが、計画的に学校の先生にもパソコンを配付していきたいという考えは聞いています。
会長	よくわからないのですが、防衛庁もそうらしいですが公費で先生や、職員にパソコンを与えれば侵害事件というか、ウイニー等々の事件が起きないようになるのですか。そうではないでしょう。
情報システム課長	公費で設置することによりパソコンを職場以外に持ち出させない。インターネットもマスクをかけて使わせない。ソフトのインストールもさせない。特定の人しかできないようにしますので、全くゼロではないですけども相当の確率で、ウイルスに感染する可能性は減ると。
会長	公費で設置すれば、パソコンを持ち出せないのだから、仕事は全部職場でやるということになるのですね、それならばわかります。
情報システム課長	持ち出す先のパソコンがどうなのかは、確認が取れませんので怖い状況です。基本的には個人情報が入っているデータは持ち出さないということが第1前提だと思っています。
会長	あまりにも手軽に持ち出せるから漏れるのですかね。ほかにございますか。なければ今日はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。